

平成 29 年 5 月 10 日
企業会計基準委員会

実務対応報告公開草案第 52 号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」等の公表

コメントの募集

近年、企業がその従業員等に対して新株予約権を付与する場合に、当該新株予約権の付与に伴い当該従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込む取引が見られています。当該取引に関する会計処理の取扱いは必ずしも明確ではなかったことを受けて、当委員会では、当該新株予約権を発行する企業の会計処理について審議を行ってまいりました。

今般、平成 29 年 4 月 28 日開催の第 359 回企業会計基準委員会において、以下の実務対応報告等の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

- 実務対応報告公開草案第 52 号
「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」（以下「実務対応報告公開草案」という。）
- 企業会計基準適用指針公開草案第 57 号（企業会計基準適用指針第 17 号の改正案）
「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理（案）」

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に対するコメントがございましたら、平成 29 年 7 月 10 日（月）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては、直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電 子 メ ー ル：yusho2017@asb.or.jp

フ ァ ク シ ミ リ：03-5510-2717

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案の内容を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な検討のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 範 囲（実務対応報告公開草案第 2 項）

実務対応報告公開草案は、企業がその従業員等に対して権利確定条件が付されている新株予約権を付与する場合に、当該新株予約権の付与に伴い当該従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込む取引（当該取引において付与される新株予約権を「権利確定条件付き有償新株予約権」という。以下同じ。）を対象とする。

■ 適用する会計基準（実務対応報告公開草案第 4 項）

従業員等に対して実務対応報告公開草案の対象となる権利確定条件付き有償新株予約権を付与する場合、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下「ストック・オプション会計基準」という。）第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものとする。

質問 1（ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問）

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため（実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照）、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、企業が従業員等から払い込まれる金銭の対価及び従業員等から受ける労働や業務執行等のサービスの対価として付与するものと整理し、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

■ 会計処理（実務対応報告公開草案第 5 項から第 8 項）

- 従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引についての会計処理は、基本的にストック・オプション会計基準第 4 項から第 9 項に準拠した取扱いを定めている。具体的には次のように行う。

権利確定日以前の会計処理

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する（実務対応報告公開草案第 5 項(1)）。
- (2) 各会計期間における費用計上額として、権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価額から払込金額（上記(1)参照）を差し引いた金額のうち、対象勤務

期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき当期に発生したと認められる額を算定する。当該権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価額は、公正な評価単価に権利確定条件付き有償新株予約権数を乗じて算定する（実務対応報告公開草案第5項(3)）。

- (3) 権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価単価は付与日において算定し、ストック・オプション会計基準第10項(1)に定める条件変更の場合を除き見直さない（実務対応報告公開草案第5項(4)①）。
- (4) 権利確定条件付き有償新株予約権数の算定及びその見直しによる会計処理は、次のとおり行う（実務対応報告公開草案第5項(5)）。
 - ① 権利確定条件付き有償新株予約権数は、付与日において、付与された権利確定条件付き有償新株予約権数（以下「付与数」という。）から、権利不確定による失効の見積数を控除して算定する。
 - ② 付与日から権利確定日の直前までの間に、権利不確定による失効の見積数に重要な変動が生じた場合、これに伴い権利確定条件付き有償新株予約権数を見直す。見直し後の権利確定条件付き有償新株予約権に基づく権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価額から払込金額（上記(1)参照）を差し引いた金額のうち合理的な方法に基づき見直しを行った期までに発生したと認められる額（上記(2)参照）と、これまでに費用計上した額との差額を、見直しを行った期の損益として計上する。
 - ③ 権利確定日には、権利確定条件付き有償新株予約権数を権利の確定した権利確定条件付き有償新株予約権数に修正する。修正後の権利確定条件付き有償新株予約権に基づく権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価額から払込金額（上記(1)参照）を差し引いた金額と、これまでに費用計上した額との差額を、権利確定日の属する期の損益として計上する。
- (5) 新株予約権として計上した払込金額（上記(1)参照）は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する（実務対応報告公開草案第5項(6)）。

権利確定日後の会計処理

- (6) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える（実務対応報告公開草案第6項(1)）。
 - (7) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う（実務対応報告公開草案第6項(2)）。
- 実務対応報告公開草案に定めのないその他の会計処理については、ストック・オプション会計基準及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関

する会計基準の適用指針」（以下「ストック・オプション適用指針」という。）の
定めに従う（実務対応報告公開草案第8項）。

質問2（会計処理に関する質問）

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の会計処理について、上記のように、基本的にストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に準拠した取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

■ 開示（実務対応報告公開草案第9項）

従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する注記は、ストック・オプション会計基準第16項及びストック・オプション適用指針第24項から第35項に従って行う。

質問3（注記に関する質問）

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の開示について、上記のように、ストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に準拠した取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

■ 適用時期等（実務対応報告公開草案第10項）

本実務対応報告の適用時期等に関する取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 本実務対応報告は、公表日以後適用する。
- (2) 上記(1)の定めにかかわらず、公表日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、本実務対応報告の会計処理によらず、従来採用していた会計処理を継続することができる。この場合、当該取引について次の事項を注記する。
 - ① 権利確定条件付き有償新株予約権の概要（各会計期間において存在した権利確定条件付き有償新株予約権の内容、規模（付与数等）及びその変動状況（行使数や失効数等））
 - ② 採用している会計処理の概要

質問 4（適用時期及び経過措置に関する質問）

本公開草案の適用時期等に関し、公表日以後適用するとの提案、及び、公表日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引について、上記のように一定の事項を注記した上で、従来採用していた会計処理を継続することができるとの提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

質問 5（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

以 上